

「女性活躍推進法」「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画

森ビル株式会社

当社は、次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法、両法の趣旨に基づき、一般事業主行動計画を策定しました。本計画では、「女性の活躍推進」と「仕事と子育ての両立支援」を推進し、これにより、すべての社員が互いに尊重しながら活き活きと活躍できる企業を目指してまいります。

1. 計画期間

2026年4月1日～2031年3月31日（5年間）

2. 内容

目標1：2030年度末までに管理職に占める女性労働者の割合を15%以上にする。

（取組み）働く意欲のある女性が能力を発揮し続けられる環境の整備

- ・2026年4月以降順次 レディースドックの導入等、女性特有の健康課題への対応。
- ・2026年4月以降順次 子の体調不良時に手配可能なシッターサービスの導入等、仕事と育児の両立支援の拡充。
- ・2026年4月以降順次 不登校、障害のある子等を養育する場合の仕事と育児の両立支援の拡充。

等

目標2：男性の育児休業取得率を100%とし、平均取得日数を30日以上とする。（毎年）

（取組み）男性の育児休暇を取りやすい環境の整備

- ・2026年4月以降順次 育児休業取得に対する積極的な働きかけの実施。
- ・2026年4月以降順次 育休取得事例の社員への情報発信や管理職への啓発活動を通じた社内文化醸成。

等

目標3：労働者の各月の時間外労働および休日労働の平均時間数を30時間以下とする。（毎年）

（取組み）過重労働の防止と効果的な休暇取得の促進

- ・2026年4月以降順次 組織別の労働時間の現状把握・対策を継続的に実施。
- ・2026年4月以降順次 連続休暇取得にインセンティブを導入する等、年休の取得促進を実施。

等

目標4：仕事と不妊治療の両立を支援するための職場環境を整備する。

2026年4月1日

(取組み) 不妊治療を受けながら安心して働き続けられる環境整備

- ・2026年4月以降順次 不妊治療費用の一部補助等、不妊治療への支援を拡充。
- ・2026年4月以降順次 不妊治療と仕事との両立に関する方針を示し、
制度の周知を定期的実施。

以 上